

「いじめ防止対策推進法」・「長野市いじめ防止等のための基本的な方針」・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく対応

授業づくりの工夫

- ・分かる授業 楽しい授業
- ・道徳教育の充実／人権教育の実施
- ・情報モラル教育／SOSの出し方教育

人間関係づくり

- ・互いを受容し、認め合う学級活動
- ・人権旬間等の実施 (児童会、生徒会活動・集会)

連携

- ・相談窓口の周知
- ・関係機関との連携
- ・幼保小中連絡会

研修の充実

- ・人権感覚の向上
- ・生徒児童理解
- ・対応スキル研修

「学校いじめ防止基本方針」の策定、公表(HP) / いじめ防止対策組織の設置(常設)

児童生徒の実態把握／相談体制の充実

- ・定期的な「いじめアンケート」の実施
- ・しなのき児童生徒意識アンケートの実施
- ・職員会や学年会等による情報共有
- ・本人、他の児童生徒、保護者の訴え
- ・定期的な教育相談の実施
- ・日常的な児童生徒観察(声がけ、日記等)
- ・SC等や校外相談機関からの情報
- ・地域からの情報提供

いじめと疑われる事案の発見・情報

「校内のいじめ防止対策組織」への報告・連絡・相談

例) 担任 → 学年主任・生徒指導主事 → 教頭 → **校長(判断)**

開催の指示

対応の指示

「校内のいじめ防止対策組織」による対応

情報収集・状況の把握

- ・児童生徒、保護者等から情報収集
- ・複数の情報から事実関係を確認

支援体制・指導方針の決定

- ・事実関係を確認し情報共有
- ・支援方法の検討、指導方針の確認
- ・役割分担の決定
- ・全教職員へ情報提供



《構成メンバーの例》
校長・教頭・担任
生徒指導・学年主任
養護教諭
SC・SSW 等

児童生徒への支援・指導

いじめられた児童生徒への支援

寄り添い支える体制づくり
徹底的に守り通すこと

いじめた児童生徒への指導

人格を傷つける行為の理解
自らの行為の責任を自覚させる

いじめを見ていた児童生徒への指導

自分事として捉えること
いじめを止める／知らせること

保護者への対応

つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒の保護者へ事実関係を伝えるとともに、今後の支援・指導について連携を図る。

継続指導

定期的な「支援会議」の実施

SCによるカウンセリング

職員による見守り・フォロー体制の整備・面談等の心のケアなど

経過観察

「解消」とするにあたっては、少なくとも次の2つの要件を満たしていること

- ①「いじめの行為が止んでいること」
(少なくとも3ヶ月以上を目安とする)
- ②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
(本人、保護者と面談等により確認)

注意

一人で抱え込んでいませんか？

「よくあること」「自分で解決できる」「大丈夫」「迷惑をかけたくない」という心理が働き、いじめが疑われる事案を一人で抱え込むケースがあります！！

「おや？いつもと違うな」と思ったら
学年主任、生徒指導主事、教頭へ
すぐに報告・連絡・相談しましょう！

注意

対応記録を取りましょう！

児童生徒への聞き取りは複数で実施する。
誘導的質問や詰問的質問はNGです。
「5W1H」と「学校の対応」を記録する。
憶測や推測は記録として残さない。
※公文書として開示請求の対象となります

指導主事(さつと学援隊)の支援・派遣

- ・管理職、登校支援Co等との相談実施
- ・いじめ事案や不登校事案への対応指導

いじめ問題等調査員等の派遣

- ・法律、心理、福祉等専門家などの人的支援

市教委

学校は市教委へ報告

いじめの重大事態発生

「いじめの重大事態」の定義

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
→児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

重大事態への対応

調査組織の設置

校内のいじめ防止対策組織
※いじめ問題等調査員や
さつと学援隊などの人的支援

調査の実施
再発防止策の検討
調査結果の報告書

被害児童生徒・保護者に
事実関係の情報提供

※これまで「いじめの重大事態」として扱った事案の例
・軽傷で済んだものの、自殺を企図した事案
・いじめにより転学を余儀なくされた事案
・暴行を受けて骨折した事案/投げ飛ばされ脳震盪になった事案
・わいせつ画像をインターネット上で拡散された事案 等

未然防止

早期発見

早期対応

継続指導

経過観察